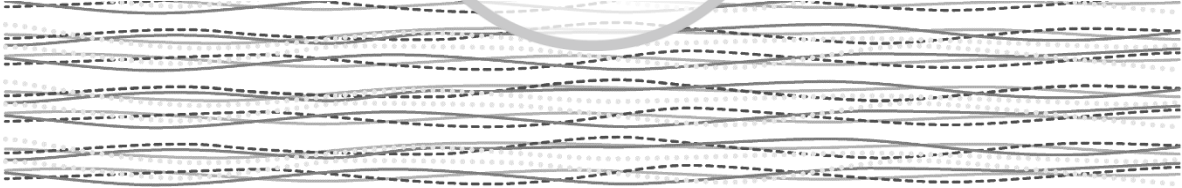


第1章

計画の策定に向けて



第1章 計画の策定に向けて

1 計画策定の背景

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の3倍以上となりました。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきました。

この間、総人口は減少に転じていますが、高齢者数は今後も増加が見込まれています。高齢化が進展していく現状において、介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための体制づくりが求められています。限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の体制づくりを、地域の実情に応じて進めてきました。

また、平成29（2017）年5月の介護保険法一部改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の自立支援と重度化防止、住み慣れた地域で暮らし続けるための在宅医療と介護の連携、身近な困り事に対して分野を問わず丸ごと支援できる体制づくりとして地域共生社会の実現に取り組むことが示されました。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加にともない、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されます。現役世代が減少傾向にある状況の中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必須となってきています。

一方、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を展望すると、総人口・現役世代人口が減少し高齢者人口がピークを迎えることで、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、介護サービス利用者数はピークを過ぎ減少に転じることが想定されることから、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が必要となります。

また、令和元年に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行により、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」が提唱され、市民生活は大きく変容しました。高齢者が感染すると重症化しやすいことから、外出・交流・社会参加を控えるなどの対策を行った結果、フレイルを引き起こすリスクが高まるなど、新たな高齢者問題となりつつあります。

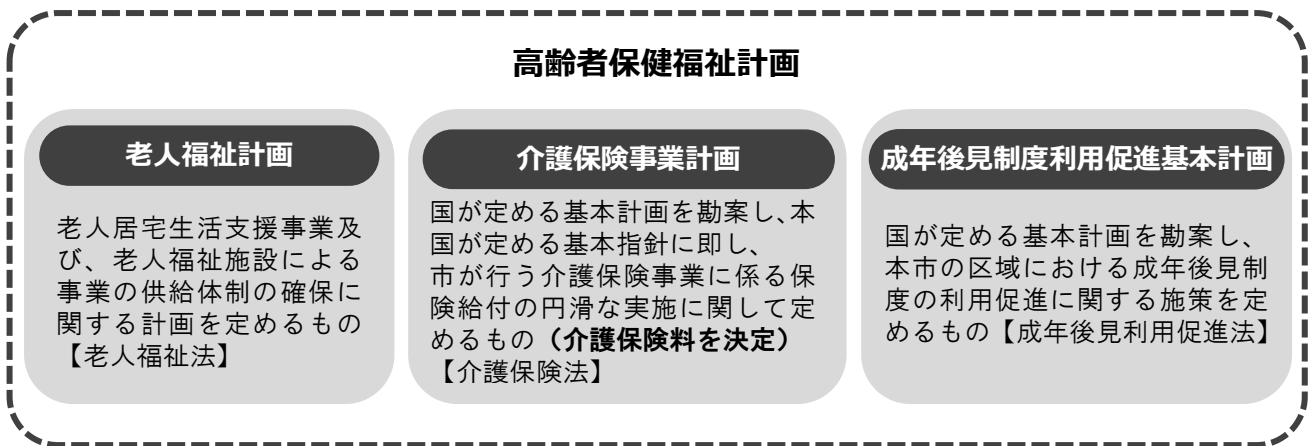
こうした状況を踏まえ、多治見市（以下、「本市」という。）では、地域実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に推進しながら、令和7（2025）年及び令和22（2040）年における目標を示した上で、第7期計画の取組みや事業を深めた、「多治見市高齢者保健福祉計画2021」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画であり、国の基本指針に基づき、令和7（2025）・令和22（2040）年度までの中長期的な方向性を示し、「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」と「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」を一体的にまとめ、高齢者の保健・福祉・介護に関わる総合的な計画として策定します。

また、成年後見利用促進法第14条第1項に基づき、「多治見市成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定します。

■ 高齢者保健福祉計画の成り立ち

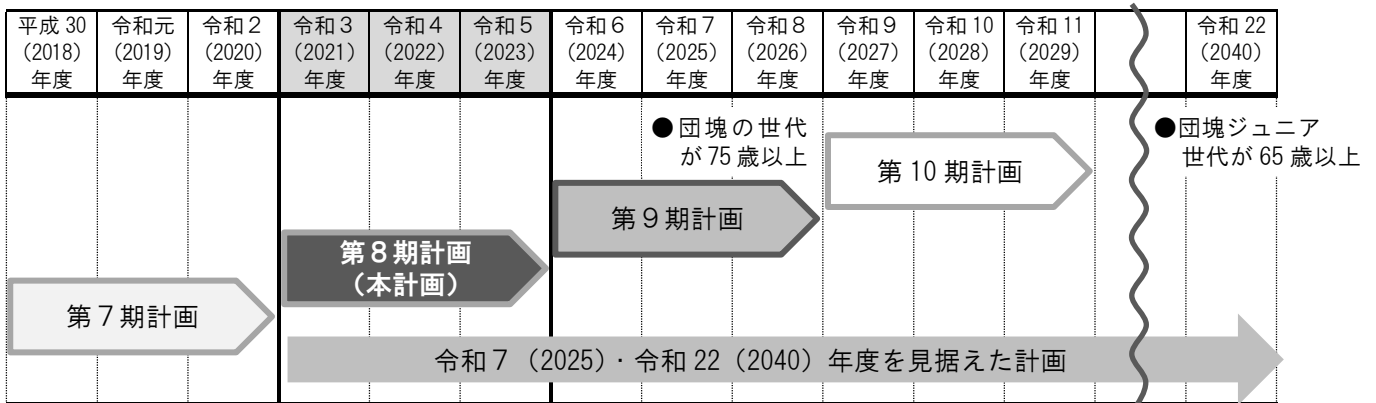


3 計画期間

本計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

第8期となる本計画は、令和7（2025）年度（第9期計画期間中）、令和22（2040）年度を見据えた中長期的な視点から事業を展開する時期として位置づけます。

■ 計画期間



4 他計画との関係

本計画は、上位計画である「第7次多治見市総合計画」や「多治見市地域福祉計画」を踏まえるとともに、福祉関連の各種計画及び岐阜県の関連する計画と整合・連携を図りつつ策定します。

■ 本計画の位置づけ

